

**令和元年度 野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書**  
**担当課 障がい者支援課**

| 評価基準                                | 評価項目                         | 指定管理者<br>自己評価 | 担当課評価 | 特記事項 |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------|-------|------|
| 利用者の平等利用が確保されること                    | ① 平等利用確保への取組                 | B             | B     |      |
| 施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること         | ① 施設の利用促進（利用者増）の取組           | B             | B     |      |
|                                     | ② サービス向上のための取組状況             | B             | A     |      |
| 個人情報の保護                             | ① 個人情報保護のための取組               | B             | B     |      |
| 緊急時の危機管理体制が確立されていること                | ① 施設の安全管理についての取組             | B             | B     |      |
|                                     | ② 緊急時の危機管理のための取組             | B             | B     |      |
|                                     | ③ 利用者の要望及び苦情への対応のための取組       | B             | B     |      |
| 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われること              | ① 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組  | B             | B     |      |
| 管理経費の縮減が図られるものであること                 | ① 指定管理に係る経費の収支見込について         | B             | B     |      |
|                                     | ② 管理経費縮減のための取組               | B             | B     |      |
| 地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮             | ① 地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組 | B             | B     |      |
| 公契約条例に基づく賃金の確保                      | ① 公契約条例に基づく賃金の確保             | B             | B     |      |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること | ① 職員配置及び職員の指揮監督の管理体制         | B             | B     |      |
|                                     | ② 人材育成の方策                    | B             | B     |      |

## 総合所見

当該施設は、平成 27 年度から社会福祉法人は一とふるが指定管理業務を運営している。福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がい等の児童を対象とした児童発達支援の他、保育所等訪問支援と障害児相談支援を提供している。昨年に指定期間を更新し、令和元年度から令和 5 年度まで 2 期目の指定期間となっている。全般的に安定した運営をしており、利用者と保護者からの支持を得ている。

運営について、通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組の児童発達支援については、児童の障がい特性や個性を保護者と確認し、家庭が望む成長方針を尊重しながら療育を行っている。その結果、入園するまでは上手にできなかった食事や排せつ等の日常動作が徐々にできるようになるなど、通所児童に効果が表れている。また、保育所等訪問支援について、集団生活を送ることが困難であった児童が徐々に馴染めるようになるなど効果が表れている。他の児童施設でも評判がよく、こだま学園の契約児童以外でも困難なケースが生じたときには、こだま学園に相談の連絡が入り効果的な支援を行っている。

また、児童発達支援契約者数が施設の利用定員を超過した状況が続いているが、児童の通所する日を細かに設定することで療育スペースが不足しないようにし、通所児童一人一人に配慮した療育を実施できている。以上より、仕様書で求めている内容を上回る事業を行っていると思われるため、「サービス向上のための取組状況」の項目について担当課評価を A とした。

収支について、職員給与が当初予算から大幅に減少し、非常勤職員給与が大幅に増加している。職員給与について、常勤職員に退職者があったため支給残が発生した。また、児童発達支援契約者数の増加により非常勤職員の職員増が発生したため、非常勤職員給与が増加した。

施設の修繕について、廊下の蛍光灯の老朽化及び照度不足について、緊急性がないと判断し、計画的に対応していく。遊戯室の空調機器の老朽化について、現在は稼働しているが、機器が古くなっているため必要に応じて交換していく。遊戯室天井付近のガラス窓のゴムパッキン老朽化について、安全を確保するため緊急性があると判断しており、修繕を予定している。

なお、社会福祉法人は一とふるの経営状況について、平成 30 年度の法人単位資金収支計算書を確認すると収入より支出が多くなっているが、こちらは施設修繕等の長期的計画のために資金を引き当てているためであり、手持ち資金は増加している。また、事業全体の事業収支は黒字であることから経営は安定している。